

資料提供

令和2年2月5日

課名：産業廃棄物対策課 環境保全課

担当：重野 河村

内線：2962 2916

直通：082-513-2963 082-513-2917

産業廃棄物焼却炉の設置者に対する行政処分について

1 概要

岡山産興株式会社の廃棄物焼却炉について、排ガス中のダイオキシン類濃度の行政検査を行った結果、2月5日に排出基準を超過したことが判明したため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、当該施設の使用停止及び改善を命じた。

2 検査結果等

事業者名 (住所)	おかやまさんこう 岡山産興株式会社 代表取締役 木村 節夫 (岡山県倉敷市中島 2407 番地の 119)
設置場所	神石郡神石高原町大矢 27 番地 1, 5205 番地 1
施設の種類	廃棄物焼却炉
処理能力	36.2 t/日 (1.51 t/時間)
ダイオキシン類 濃度の検査結果	7.7 ng-TEQ/m ³ N (検体採取年月日：令和元年 12 月 23 日)
ダイオキシン類 濃度の排出基準	5.0 ng-TEQ/m ³ N

※ng-TEQ：1 ng (ナノグラム) は 10 億分の 1 グラム

TEQ (毒性等量) はダイオキシン類の毒性を最も毒性の高い 2, 3, 7, 8-TCDD 換算した値。

3 行政処分の内容等

- 処分内容 施設の使用停止命令及び改善命令
(停止の期間は施設の改善が確認されるまでの間)
- 処分年月日 令和2年2月5日
- 処分機関 広島県東部厚生環境事務所福山支所
- 根拠規定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 7
ダイオキシン類対策特別措置法第 22 条第 1 項

4 今後の対応

事業者に対し、原因の究明及び施設の改善を指導する。

<この行政処分については、令和2年2月26日付けで解除しました。>